

伊佐市再生可能エネルギー発電設備の
設置に関するガイドライン

令和2年4月1日

伊佐市

目次

第1	目的	P.1
第2	定義	P.1
第3	対象となる発電設備	P.1
第4	対象となる地域	P.1
第5	発電設備の設置における配慮事項	P.2
第6	事業計画の届出	P.2
第7	事業の周知等	P.3
第8	工事着手の届出	P.4
第9	事業計画の変更届出	P.4
第10	事業の取りやめの届出	P.4
第11	設置完了の届出	P.4
第12	事業者変更の届出	P.4
第13	発電設備の廃止の届出	P.4
第14	関連法令等の事前確認	P.4
第15	発電設備の適切な管理	P.4
第16	市の施策への協力	P.5
第17	ガイドラインの見直し	P.5
第18	適用	P.5

伊佐市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン

第1 目的

このガイドラインは、伊佐市内において設置される再生可能エネルギー発電設備について、事業者が計画段階において検討すべき事項として、災害の防止、良好な景観の保全、生活環境の保全を図るための配慮事項等を示し、再生可能エネルギー発電事業と地域との良好な関係が構築されるよう適切な管理を促すとともに、資源エネルギー庁が定めた事業計画策定ガイドラインを遵守し、なおかつ設置に関する法令等の事前確認の実施及び届出等が図られることにより、適正な設置等が行われることを目的とする。

第2 定義

このガイドラインで使用する用語の意義は次に掲げるものとする。

(1) 事業者

再生可能エネルギー発電設備を設置し、又は事業の承継あるいは分譲により、発電事業を行う者をいう。

(2) 発電設備

再生可能エネルギーを電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその付属設備（建物、調整池、変圧器、蓄電設備、送電線等）をいう。

(3) 発電事業

発電設備における発電及び売電事業をいう。

(4) 計画予定地

再生可能エネルギー発電事業に係る土地をいう。

(5) 自治会及び近隣関係者等

設置区域の自治会及び隣接して居住する者（事業を営む者も含む）、発電設備の設置及び発電事業により特別に影響を受けるおそれがある場所に居住する者（事業を営む者も含む）又は、隣接（空き家、農地、山林等を含む）する土地所有者及び耕作者等をいう。

第3 対象となる発電設備

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第4項に規定する「再生可能エネルギー源」のうち太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを活用した発電設備における新設、増設、大規模な改修等を対象とする。ただし、住宅等の建物上部に設置する発電設備は対象外とする。

第4 対象となる地域

このガイドラインの対象地域は市内全域とする。別表1を参照の上、計画地を選定する場合等には、事前に国、県又は市の担当部局と協議を行うこと。

なお、別表2で示した区域については、別表1に掲げる法規制に該当するか否

かにかかわらず、事業計画が周辺の生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

第5 発電設備の設置における配慮事項

事業者は、災害の防止、良好な景観の保全及び生活環境の保全の観点から、次のような配慮をすること。

(1) 発電設備の設置に伴う災害の防止

ア 急傾斜地及びその周辺への設置は、災害防止の観点から極力避けること

イ 土地の形質の変更は最小限に留めること。

ウ 敷地排水処理については、周辺に被害を与えないように対策をとること。

エ 土砂の流出を防止する対策をとること。

オ 立木を伐採する場合は、自然保護に配慮し必要最小限に留めること。

(2) 良好な景観の保全

ア 主要な眺望景観を阻害することがないように、発電設備の設置位置や色彩等に配慮すること。

イ 河川、湖沼等及びその周辺の水辺空間の景観を阻害することのないよう、発電設備の設置位置や色彩等に配慮すること。

ウ 色彩については、周囲の景観と調和を考慮して、低明度及び低彩度のものを使用し、特に太陽光モジュールは、低反射で模様が目立たないものを使用すること。

(3) 生活環境の保全

ア 住宅地に近隣する場所に発電設備を設置する場合は、電波障害、圧迫感、騒音、悪臭、熱、反射等を配慮した上で、必要な対策を実施することや、敷地境界から後退させ、植栽等を設けて遮蔽するなど対策をとること。

イ 道路に接する場所に発電設備を設置する場合は、道路の見通しを妨げることのないよう敷地境界から後退させるなどして視距確保及びパネルからの反射対策をとること。

第6 事業計画の届出

事業者は、工事の着工する日の90日前（ただし、別表1に掲げる法律等に基づく許認可を受ける必要がある場合は、その許認可申請提出日の30日前。なお、複数の許認可を受ける必要がある場合は、最初に行う許認可申請提出日の30日前。）までに、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）に別表3に掲げる資料を添えて市長に提出すること。ただし、計画予定地の面積が1,000㎡未満（複数の土地にまたがる場合は延べ面積）の場合は再生可能エネルギー発電施設の設置に係る事前確認書（様式第3号。以下「事前確認書」という。）に別表4に掲げる資料を添えて市長に提出すること。

また、計画書、事前確認書提出後に市長から事業者へ送付される届出に伴う通知（様式第2号、様式第4号）に基づき、必要な許認可・遵守事項等について、各関係部署と十分な協議を行うこと。

なお、計画書、事前確認書提出後に各関係部署と協議を行った場合は、その協議で使用した資料(計画書、事前確認書に添付した資料は除く。)を随時、伊佐市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン担当課(以下「担当課」という。)へ提出すること。

第7 事業の周知等

事業計画の周知及び説明においては、事業者が周知する範囲を市及び自治会等に事前相談するとともに、率先して近隣関係者等への説明会の開催や、近隣関係者等の意見を聞くなどの対応をすること。

周知に当たっては、次の方法等により近隣関係者等との合意形成に努めること。

(1) 説明会の開催

事業者は、計画概要が明らかになった時点において発電設備設置の施行内容等について、速やかに近隣関係者等に対する説明会を開催するとともに、理解を得られるよう努めること。

(2) 戸別での周知

登記名義人が死亡している場合には、相続人代表者及び管理人等へ周知を行うこと。なお、県外の所有者には、資料を郵送し電話での確認等を行うこと。

所有者等が不明な場合にも、近隣関係者に聞き取りを行い、それでも不明な場合等は自治会等へ相談し周知することについて尽力すること。

(3) 周知内容

ア 計画内容(敷地内の施工方法、パネル設置(方向、反射範囲)等、防護柵設置、標識板設置、排水計画、騒音対策、パワーコンディショナの位置等)

イ 施工時の防災計画(土砂流出防止対策、搬入経路計画、粉塵対策、工事原因により路面損傷等を引き起こした場合の対応等)

ウ 維持管理計画(点検回数、除草回数、除草剤使用等、排水施設の土砂除去対応等)

エ 災害時の対応(異常気象時の前後の対応、地元からの要請等があった場合の対応方法)

(4) 周知実施報告書の提出

事業者は説明会等を開催したときは、周知実施報告書(様式第5号)及び周知報告者名簿一覧表(様式第6号)を添付して市長に提出すること。

(5) 標識の掲示

事業者は、固定価格買取制度の「事業計画策定ガイドライン」に基づき、発電設備の概要や連絡先を記載した標識を掲示すること。

(6) 市及び近隣関係者等への対応

事業者は、発電設備の設置及び発電事業に関して、市及び近隣関係者等から環境や景観等に関する申出等があったときは、真摯に対応するとともに、必要に応じ協定書を締結するなどの措置に努めること。

また、発電設備の設置や発電事業に関する苦情が寄せられたときは、誠意をもって速やかに対応すること。

第8 工事着手の届出

事業者は、工事に着手する7日前までに、再生可能エネルギー発電設備の工事着手届出書（様式第7号）を市長に提出すること。

第9 事業計画の変更届出

事業者は、上記第6により提出した届出の内容を変更するときは、再生可能エネルギー発電設備の事業計画変更届出書（様式第8号）に別表3、4に掲げる資料（変更があった部分に限る）を添えて市長に提出すること。

第10 事業の取りやめの届出

上記第6により届出をした事業者が、事業を取りやめようとするときは、再生可能エネルギー発電設備の設置取りやめ届出書（様式第9号）を市長に提出すること。

第11 設置完了の届出

事業者は、設備の設置が完了したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備の設置完了届書（様式第10号）を市長に提出すること。

第12 事業者変更の届出

発電事業の事業者が変更（社名変更も含む）となる場合（事業の承継、事業用地の分譲も含む）は、速やかに再生可能エネルギー発電事業の事業者の変更届出書（様式第11号）を市長に提出すること。譲渡契約日以降については、新事業者が事業者変更届出を行うものとする。

第13 発電設備の廃止の届出

事業者は、発電設備を廃止したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備の廃止届出書（様式第12号）を市長に提出すること。

第14 関連法令等の事前確認

発電設備の設置については、法令等の制限を受ける場合や許可等が必要となる場合があるため、関連する法令等を所管する担当の窓口で事前に確認し、当該法令の内容に従って事業を進めること。

なお、通常関係するものと思われる関連法令及び窓口一覧については別表1を参考とすること。

第15 発電設備の適切な管理

事業者は、発電設備設置後の管理等について、責任をもって対応し、次に掲げるとおり適切な措置を行うこと。

(1) 敷地内への立入防止

事業者は、固定価格買取制度の「事業計画策定ガイドライン」に基づき、発

電設備の敷地内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように、塀柵等を設置するなど安全対策をとること。

(2) 発電設備敷地内の除草及び清掃

発電設備の敷地内は、農薬を使用しない方法による除草や清掃を定期的に行うこと。また、除草剤等の散布を行う場合には、事前に近隣関係者等に対して、散布日時、使用農薬の種類、農薬使用者の連絡先を徹底して周知し、承諾を得てから実施すること。

農薬散布区域の近隣に住宅、学校及び通学路がある場合には、農薬の飛散により子ども等が農薬を浴びることのないように散布の時間帯に最大限配慮すること。

農地周辺では、作物の収穫等に影響がないように、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響がないように天候の良い日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制する飛散低減ノズルの使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。

さらに、立て看板等の表示により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないように処置すること。

排水施設等への土砂堆積があった場合には、除去等行うこと。

(3) 発電設備が破損した場合の対応

自然災害、その他の事由により発電設備が破損した場合、事業者は被害を最小限に留める措置を講じ、速やかに復旧又は撤去すること。

(4) 発電設備を廃止又は撤去した場合の対応

発電設備を廃止した場合は、その跡地について、そのまま放置せず、速やかに原状復帰に努めるなど、適切な措置をとることとし、発電設備を撤去する場合は、関連法令に基づいて、適切な処理を行うこと。

(5) 事故等が発生した場合の対応

自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合に速やかに対応できるよう、緊急時の連絡先を示した連絡体制図（様式第13号）を担当課へ提出すること。

第16 市の施策への協力

事業者は、次に掲げるとおり市の施策への協力を行うこと。

- (1) 環境学習関連の見学等に積極的に協力するとともに、地域貢献に努めること。
- (2) 市が求める場合には、設置した発電設備の発電量等の数値について報告するように努めること。

第17 ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により見直すことがある。

第18 適用

本ガイドラインは、令和2年4月1日から適用する。